

# 仕 様 書

機器名	GICU用超音波画像診断装置
機器構成	下記の機器一式 1 超音波画像診断装置 1式 2 プローブ 5本 3 周辺機器 1式 4 既存画像診断装置用システムへの接続作業

## 要 求 条 件

I 機器構成内訳	数量
1 超音波画像診断装置	
内訳	
1-1 本体 GEヘルスケア・ジャパン(株) Venue Go	1 式
2 プローブ	
2-1 セクタ型プローブ	1 式
2-2 ボタン付きリニアプローブ	1 式
2-3 高周波リニア型プローブ	1 式
2-4 コンベックスプローブ	1 式
2-5 経食道プローブ	1 式
3 周辺機器	
3-1 ECGケーブル	1 式
3-2 白黒プリンター	1 式
4 既存画像診断装置用システムへの接続作業	1 式
<b>II 納入条件等</b>	
1 機器仕様	
(1) 汎用超音波診断装置の構造・機能に関して以下の要件を満たすこと	
(1)-1-1 本体の重量は6.3kg以下であり高さ調整が可能な専用カートを有する	
(1)-1-2 室内の明るさに応じた自動調整機能を有する	
(1)-1-3 各種自動画像解析機能を有する	

(1)-1-4	3プローブポートを有する
(1)-1-5	穿刺針の視認性を高める機能を持つ
(1)-1-6	画像になる前のRaw DATA(生データ)管理機能を有している
(1)-1-7	プローブケーブルが床につかない設計である
(1)-1-8	装置本体は充電式バッテリーを標準装備し、約2時間駆動することが可能である
(2) プローブの機能に関して以下の要件を満たすこと	
(2)-1-1	心臓用セクタプローブの周波数帯域は1.6～4.5MHzである
(2)-1-2	ボタン付きリニアプローブの周波数帯域は3.5～12.0MHzである
(2)-1-3	高周波リニアプローブの周波数帯域は5.0～18.0MHzである
(2)-1-4	コンベックスプローブの周波数帯域は1.5～5.0MHzである
(2)-2-1	経食道プローブの周波数帯域は3.0～8.0MHzであり視野角は90°である
(3) 周辺機器に関して以下の要件を満たすこと	
(2)-1-1	ECGケーブルを有すること
(2)-1-2	白黒プリンタを有すること
(4) 既存画像診断装置用PACSシステムへの接続作業に関して以下の要件を満たすこと	
(3)-1-1	GICU室内のLANケーブル工事費用を含む
(3)-1-2	既存ECOLOGYへ接続すること
2 納品	
(1)	横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下、当院とする）の指定する場所に納品すること
(2)	当院の指定する場所から搬入可能であること。詳細は別途担当者と協議すること
(3)	機器の搬入、据え付け、調整を行うこと
(4)	設置時までには装置等の仕様変更があった場合は、最新の仕様で設置すること
(5)	配送費用一切は本体価格に含むこと
(6)	現有機器で不要となるものに関しては、必要に応じて撤去・搬出・廃棄を行うこと
(7)	設置及び、撤去作業によって、既存設備の機能を損なわないこと
(8)	納品は令和3年3月31日までにを行うこと
(9)	受入試験は、当院スタッフ立会いのもとに行い、試験内容等の詳細は別途協議すること
(10)	機器の瑕疵については、無償でその対応を行うこと。また、動作障害などが発生した場合は、早急に原因を究明し問題解決を図ること
3 保守・メンテナンス	
(1)	発生した故障の修理、および定期点検を実施できる体制が整っていること
(2)	通常の業務時間においては、ユーザーからの障害連絡後、速やかに対応できる体制が整っていること
(3)	納入後、10年以上の部品供給を保証すること

4 教育
(1) 操作マニュアルは、管理者及び操作者向けに全ての機器についてデジタルデータを含めて日本語版で2部以上用意すること
(2) 担当者に対して教育訓練を実施する体制が整っていること
(3) 導入時研修における取扱説明や教育訓練は担当者と事前協議し、必要な人員を派遣し、十分な技術を取得するまでの期間、無償で対応すること
5 その他
(1) 契約時には、仕様書の要求条件を満たすことを証明する書類を提出し、承認を得ること
(2) 震災対策として振動、転倒等を防ぐための対策を行うこと
(3) 入札直後の打ち合わせから検収までの期間に使用した資料、打ち合わせの内容は全て記録し、病院側と相互に内容確認すること。議事録と資料はファイリングして複写を含め2部提出すること
(4) 検収後の継続案件についても議事録、課題管理表を作成し、随時提出すること
(5) 本調達及び関連する手術部業務に係るシステム構成図については、デジタルデータを含めて印刷物を4部提出すること
(6) その他、本仕様書に明記されていない事項で問題が生じた時は、別途誠実に協議のうえ、決定すること